

2022年度税制改正対応の法人税基本通達等、改正—国税庁

去る6月29日、国税庁は、令和4年度の法人税関係法令に対応した「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）を公表した。

主な改正点は次のとおり。

① グループ通算制度（法基通）

投資簿価修正制度において、対象株式の取得の時期が古いなどの理由により、資産調整勘定対応金額等の計算が困難な場合の取扱い等が明らかにされた。

② 外国税額控除制度に係る進行年度調整の見直し（法基通）

税務当局による調査の結果、通算法人の各事業年度において進行年度調整規定を適用すべきと認める場合に、進行年度調整規定の適用に係る対象事業年度の意義等が明らかにされた。

③ グループ通算通達の法人税基本通達等への移管・グループ通算通達の廃止

グループ通算制度の施行に伴い、グループ通算通達に定める各通達を、法人税基本通達、租

税特別措置法関係通達（法人税編）等に移管し、グループ通算通達が廃止された。また、連結納税基本通達および租税特別措置法関係通達（連結納税編）も廃止された。

④ 子会社株式簿価減額特例（法基通）

子会社株式簿価減額特例制度の見直しを受け、対象期間内に利益剰余金の額が増加した場合のその増加額を証する書類に、当該他の法人の当該最後に終了した事業年度の貸借対照表の写しのほか、当該他の法人の対象期間における利益の額を計算した書類の写しが該当することが例示された。

⑤ 少額減価償却資産（法基通）

対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものが除外されたことを受け、資産の譲渡または役務の提供を行う者の当該資産の譲渡または役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付けの場合は、法

人が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為が該当するなど、主要な事業として行われる貸付けの例示が明らかにされた。

⑥ 賃上げ促進税制（措置通）

継続雇用者給与等支給額の増

⑦ 会計

固定資産に「使用権資産」の区分を設ける？—ASBJ

去る6月29日、企業会計基準委員会は第482回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

改正リース会計基準

- ① 表示および注記
- 第109回リース会計専門委員会（2022年3月10日号、No.1638）情報ダイジェスト参照）での議論を踏まえ、次の再提案が行われた。
- ① 借手の表示・注記
- IFRS 16号「リース」と整合的なものとする。
- 表示については、使用権資産を、現行基準の「有形固定資産」、「無形固定資産」および「投資その他の資産」のどの区分に表

示するかに関して、すべての企

業に対し、固定資産に新しい「使用権資産」という区分を設ける。この提案が認められない場合は、次の(i)、(ii)の選択適用とする。

(i) 使用権資産の原資産が有形固定資産か無形固定資産かによって、それぞれの資産に区分表示する。

(ii) 使用権資産についてはまとめて無形固定資産に表示する。

加割合が3%以上の場合にその増加額の15%の税額控除ができる等の改正を受け、常時使用する従業員の範囲につき、繁忙期に数カ月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、その従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めること等が明らかにされた。

注記については、IFRS 16号と同様の開示目的を定め、短期リースおよび少額資産のリースに係る費用の開示を要求する。また、開示目的を満たすための必要な追加の定性的・定量的情報について、当該項目に関す

る定めを置かず、結論の背景でその理由を記載する案が示されたが、これには、さまざまな意見が聞かれているため、公開草案の個別の質問事項とする。委員からは「借手の表示で、『使用権資産』の区分を設けるのではなく、無形固定資産に入れるか、選択適用がよいのでは」、「借手の注記で、短期リースおよび少額資産のリースに係る費用の注記は本当に必要なか」といった意見が聞かれた。

② 借手の表示・注記

表示については、現行の定めを維持する。

注記については、IFRS 16号と同様の開示目的を定める。

(2) IFRS 16号の設例の取扱い

IFRS 16号のリースの識別に関する設例について次のような事務局案が示された。

設例8—シャツに関する契約↓
採り入れない

設例9—エネルギー・電力に関する契約↓
採り入れる

設例10—ネットワーク・サービスに関する契約↓
採り入れる

(3) 指数またはレート(指数等)に応じて決まる変動リース料

第479回親委員会

(2022年6月10日号 (No. 1646) 情報ダイジェスト参照) の議論を踏まえ、次のような提案がされた。

- (i) リースの契約条件が、指数等に応じてリース料を算定することとしている場合に、当該指数等が変動することにより、今後支払うリース料に変動が生じたとき、かつ、そのときにのみ、残存リース期間にわたり、変動後の指数等に基づきリース料およびリース負債を算定する。
- (ii) (i)にかかわらず、借手は、合理的な根拠をもって指数等の将来の変動を見積ることができるとき、リース料が参照する指数等の将来の変動を見積り、当該見積られた指数等に基づきリース料およびリース負債を算定することを、リースごとにリース開始日に選択することができる。その選択を行ったリースに関して、次

の事項を注記する。

- ・リース負債のBS計上額
- ・(i)を適用した場合のリース負債の期末残高

委員から「(ii)の注記事項については、コストと有用性の観点から再度分析をしては」との意見が出され、事務局は「利用者の意見も聞いて検討する」と回答した。

中期運営方針

今後3年間の日本基準の開発の方針および国際的な会計基準の開発に関連する活動を行うにあたって、新たな中期運営方針の案が示された。

前回2019年からの大きな変更点として、「サステナビリティ開示基準との関係」の項の追加や、委員会の一定のリソースを検討論点に関するリサーチ活動に充てること等が明記された。今後、数回審議を行い、まともめる方向。

会計
税金費用の計上区分等へのコメント対応、検討 — ASBJ、税効果会計専門委

去る6月27日、企業会計基準委員会では第80回税効果会計専門委員会を開催した。今回は、2022年3月30日

会計・監査・開示
※来し方行く末

非財務情報の重要性

公認会計士
市川 育義

資本市場においては、投資家一人ひとりの淡い期待(欲望)が反映されることで、株価は日々変動する。そして、一般的には、期待どおりのパフォーマンスであれば株価はあまり動かないが、期待を大きく裏切るような場合(大幅な業績修正、自然災害など)には、大きく変動するといわれる。

日本経済が右肩上がりでも推移していた時代では、順調に業績を伸ばしている会社であれば、今後成長が期待できるはずといったように、多くの投資家は、主に過去情報を中心とする財務情報により投資判断していたように思われる。少なくとも、資本コストや企業価値といった、中長期的な視点からの投資判断とは程遠かったはずである。

しかし、近年、経営環境の不確実性が著しく増大し、その結果、環境変化にうまく適応できずに、業績低迷に陥り、なかなか回復軌道に乗れずにいるといった上場会社が増えてくると、これまで順調であったから今後も成長できるといった、過去の延長線上での投資判断は次第に機能しなくなる。

そこで近年注目される投資判断に関する情報が、将来情報を中心とする非財務情報である。非財務情報は、最終的には将来の財務情報に転化するものであり、その意味で企業価値に関する情報といえることとなる。具体的には、企業の将来キャッシュフローに影響する、経営方針、ビジネスモデル、経営戦略、資本調達、ガバナンスなど、今後の企業経営について、投資家に理解してもらいたい重要な事項をわかりやすく説明するものと位置づけられる。最近では、社会的課題の解決に向けた企業の戦略的な取組みといえる、サステナビリティ関連事項(気候変動、多様性の確保など)の開示について、投資家の注目度が高くなっている(現在急ピッチで開示基準を開発中)。

東証が公表する2022年5月の統計資料「規模別・業種別PER・PBR(連結・単体)一覽」によれば、東証上場企業のPBR(株価純資産倍率)は、全体(連結)として、プライム市場が1.3倍、スタンダード市場が1.0倍となっている。実際には、1倍割れの企業も多数含まれているようであり、欧米の上場企業(2倍~4倍)には遠く及ばないようである。

このような状況について、そもそも短期的に業績を悪化させることになる、知財・無形資産に対する投資について、日本企業は消極的すぎるといった意見は、研究開発投資の過去実績からみても理解できるものといえるが、これ以外にも原因はあろう。

いずれにしても、今後は、企業価値向上が期待できない会社は淘汰される厳しい時代に突入しているため、企業価値を棄損しているといわれないうち、資本コストを意欲した経営を徹底する必要がある。また、サステナビリティをめぐる課題等への取組状況については、開示内容の充実や投資家との建設的な対話を進めるなど、投資家の正当な評価が株価に反映される取組が重要になってくるであろう。

に公表された次の公開草案に対して寄せられた主なコメントについて、事務局の対応案が検討された。

- ・企業会計基準公開草案71号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」
- ・企業会計基準公開草案72号「包括利益の表示に関する会計基準（案）」
- ・企業会計基準適用指針公開草案72号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」

税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）

複数の区分に関連することにより、株主資本またはその他の包括利益に計上する金額の算定が困難な場合として、退職給付に関する取引が想定され、税額を損益計上することができる例外的な取扱いを認めるとする提案に対し、「退職給付に関する取引でも、『困難』と認められる場合のみ例外的な取扱いに該当するか」、「退職給付に関する取引以外に該当する取引を想定していない理由を明示すべき」等のコメントが寄せられた。

これに対し、事務局は「当該例外的な取扱いは、退職給付に

おける掛金等の支出額の算定が困難であると考えられることから設けた定めであり、退職給付に関する取引は、金額の算定が困難な場合に該当すると考えられる」とのコメント案を示した。

専門委員からは「退職給付に関する取引が一律に『困難』であるとは言い難いのでは」との意見が聞かれた。事務局は「退職給付に係る算定は基本的に複雑であり、困難さがあると考えている。ただ、困難でないケースがないとは言えないため、表現を見直したい」とした。

グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

公開草案では、①繰延税金資産または繰延税金負債の認識に関して、子会社株式等の売却に伴う売却損益の繰延べに係る一時差異についてはそれらを消去する、②子会社に対する投資に係る一時差異についてはそれらを計上しない旨を提案していた。これに対し事務局は、寄せられたコメントを集約すると、繰延税金資産または繰延税金負債の認識について、①と②の間で異なる取扱いを設けることが合理的か否かといった論点になるとした。

事務局はまず、①は子会社株式等をグループ内で売却したことで生じる一時差異であるのに対し、②は子会社等の資本連結（または持分法の適用）によって生じる一時差異である点や、投資の売却や清算などによる解消事由等の相違点が挙げられ、両者の性質は必ずしも同じであるとはいえず、異なる取扱いを定めることは合理的であるとの

会計

STO公開草案、ICCO論点整理へのコメントを踏まえ、審議再開

ASBJ、実務対応専門委

考えを示した。そのうえで、繰延税金負債または繰延税金資産の計上に関する公開草案の内容を修正する必要はないとした。他方、両者の性質の相違については、公開草案では明らかではないため、結論の背景に記載する旨を示した。

専門委員からは特段の異論は聞かれなかった。

去る6月28日、企業会計基準委員会は第146回実務対応専門委員会を開催した。3月15日に公表された実務対応報告公開草案63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下、「本公開草案」という）および「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICCOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理（以下、「本論点整理」という）」について、6月8日まで行われたコメント募集で寄

せられたコメントを踏まえ、議論が行われた。

実務対応報告における事務局提案

本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行および保有に関する一部の論点を取り扱わないこととしており、これらは本論点整理のほうで取り扱っている。本論点整理に対して寄せられたコメントを受け、事務局は本公開草案で「一部の論点」としていたところを、実務対応報告においても次のように論点を明記することを提案した。

- (1) 株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行および保有の会計処理
- (2) 株式または社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財またはサービスの提供を受ける権利が付与されるときに会計処理
- (3) 暗号資産建ての電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理
- (4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理

本論点整理に寄せられたコメントに対する意見

事務局から、論点ごとに寄せられたコメントの要約が紹介された。たとえば、速やかに基準開発に着手すべきであると主張する

理由として「日本の税制は基本的に会計に即した形で想定されることから、会計基準が定まっていなかったことが税制上の取扱いの不明瞭さを招き、会計・税制上の取扱いが明確なシンガポール等に多くのスタートアップ企業が流出するといった問題が生じている」点を挙げるコメントがあった。

この点、専門委員からは「例としてシンガポールが拳がって

会計

将来予測情報の考慮、検討

—ASBJ、金融商品専門委

去る6月28日、企業会計基準委員会は第183回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損の会計基準の開発に關し、ステップ2で優先して検討する論点のうち、合理的で裏づけ可能な将来予測情報の考慮について検討された。

事務局提案

(1) 検討の進め方
ステップ2で取り上げる論点のうち、将来予測情報の考慮が本基準の開発に取り入れられた場合、実務上の困難性があると考えられる論点は次のとおり。

① 信用リスクの著しい増大

いるが、ここでいう会計とはどのような基準か、「わが国の基準開発の参考になる部分があるかもしれないため、シンガポールの状況を確認してほしい」といった意見が複数聞かれた。これらに対し、事務局は「ローカルギャップはあるものの、ほぼIFRS基準を採用していると理解している。可能な範囲で確認していく」と回答した。

② 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

③ 信用リスクを見積る期間

このうち、①・②は、予想信用損失の見積りへの将来予測情報の反映としてまとめて検討する。③は、将来予測情報を考慮できる期間と信用リスクを見積る期間の間に差異がある場合に關連する論点が存在するため、①・②とは別に検討する。

(2) 予想信用損失の見積りへの将来予測情報の反映

①・②に關するIFRS9号「金融商品」における定め(①はIFRS9号5.5.11項、

②は同5.5.17項)等を踏まえると、適用に際しての実務上の困難性は「将来予測情報としてどのような情報を用いるか」、「どのように予想信用損失の見積りに反映させるか」に分けられると考えられる。前者は、たとえばマクロ経済指標(GDPや失業率など)を用いる例が挙げられ、これは日本企業でも用いられている。

後者について、わが国の貸倒見積高の算定において将来予測情報を考慮することは一般的ではないが、すでに管理上用いられているデータを利用して将来予測情報を予想信用損失の見積りに反映することが考えられる。

他方、IFRS9号と同様に基準や適用指針で特定の情報や反映方法に言及することは、企業の実情に応じた判断を阻害するおそれがあると考えられる。

(3) 信用リスクを見積る期間

前回専門委員会(2022年7月1日号(No.1648)情報ダイジェスト参照)では、③について、予想継続期間が1年未満の金融資産の取扱いを除き、IFRS9号の定め(付録Aの信用損失の定義)をそのまま取り入れることにおおむね異論は示されなかった。

将来予測情報の入手可能な期間が貸付金の予想継続期間より短い場合、将来予測情報の入手が困難となる可能性がある。一方で、IFRS9号では、予想継続期間の全体にわたる将来の予測を織り込むことは要求されないとする実務上の便法等が示されている。そのため、IFRS9号の定めを取り入れたとしても実務上の困難性が生じる可能性は低いと考えられる。

以上を踏まえ、事務局は将来予測情報の考慮に關して、IFRS9号の原則となる考え方がよび要求事項の趣旨はそのまま

専門委員の意見

専門委員からは「基準だけだと実務のイメージがわきにくい。具体的な手法も、設例やガイドランスなどで紹介するのがよいのでは」といった意見が挙げられた。

親委員会での議論

6月29日開催の第482回親委員会でも同様の議論がされ、委員からは、「将来予測情報の考慮の方法に關して、企業ごとの自由度を確保してほしい」などの意見が聞かれた。

金融

インフレの種を蒔く日銀の金融政策

日銀の国債購入額が、6月13日から17日で10兆9,000億円に及び、その前の週末のおおむね2兆円前後で推移していた動きと比較して大幅に増えた。この週はそれだけ市場の売り圧力が強かったことを物語っている。イールドカーブ・コントロールを実施するなかで、10年物国債利回りを0.25%に設定し、その水準を超えるような国債売り注文が市場に出た場合に、無

制限に日銀が買い取るオペレーションを行ってためだろう。日本でも物価上昇率は確実に上昇傾向を示し、日銀が無制限に国債を購入することで生じる過剰流動性が、将来のインフレを加速させる可能性を高めている。たとえば、今高インフレが大きな問題となっているアメリカは、労働市場で賃金の上昇を伴って物価上昇が生じているが、日本は賃金水準が上がらぬ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年6月29日	「人的資本可視化指針」(案)	内閣官房	非財務情報可視化研究会での検討内容を踏まえ、人的資本についてモニタリングすべき関連指標の選定と目標設定等について具体的にどのように開示を進めていけばよいのか、企業側の参考となる指針としてまとめるもの。コメント期限は2022年7月29日。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060220629&Mode=0	—
2022年6月30日	会計制度委員会研究資料7号「ソフトウェア制作費等に係る会計処理及び開示に関する研究資料～DX環境下におけるソフトウェア関連取引への対応～」	JICPA	ソフトウェアに関するビジネスの環境変化に伴い、研究開発費等会計基準等の設定時に想定していない多様な実務が生じていることに鑑み、ソフトウェアおよびその周辺取引に関する会計上の取扱いについて実態調査を踏まえ、現時点における考えを取りまとめたもの。公開草案に寄せられたコメント等も、あわせて公表されている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220630ajf.html	—
2022年6月30日	「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について」の一部改正	国税庁	2022年度税制改正で消費税関連法令が改正されたことに伴い、所要の整備を図るもの。控除対象外仕入れに係る支払対価の額の意義等が明らかにされている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/kaisei/pdf/04.pdf	—
2022年6月30日	電子帳簿保存法取扱通達の改正等	国税庁	2022年度税制改正で、タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備等の電帳法改正に伴い、所要の整備を図るもの。通達のほか、電子帳簿保存法一問一答も改正されている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/030628/index.htm	—

まま物価だけが上昇傾向にある。今後、景気回復過程で経済活動が活発になり、賃金の上昇し、総需要が拡大するなかでインフレが高進すれば、過剰流動性がインフレを加速させる要因になる。

実際に日本でも、1973年の中東の産油国による原油価格引上げで「狂乱物価」と呼ばれる物価高騰が生じた。このときの原油価格引上げがインフレにつながったことは確かだが、その前の1971年にニクソン・ショックがあり、米ドル紙幣と金の兌換が一時停止されていた。そのため、為替市場でドル

売りが殺到し、日銀が大規模な円売り・ドル買い介入を実施した。この結果生じた過剰流動性が、物価高騰の大きな要因になったとする見方もある。今回は為替市場ではなく国債市場での日銀のオペレーションだが、状況はよく似ている。日銀は、売り圧力が消えるまで国債市場に介入することは可能だが、その場合は市場に対する流動性供給を通じてインフレ圧力、金利上昇圧力を高めるという悪循環に陥ることにもなる。

イールドカーブ・コントロールに固執することが、インフレの種類を多くすることになっている。

米連邦準備制度理事会（FRB）は景気後退もやむなし、として金融引締め強化を決定した。株式市場にはショックであり、株価下落は世界全体へ広がる同時株安となった。

同時株安の後、個別の景気指標が事前予想より良好となった、というような場合、部分的な株価回復・上昇となっている。しかし、株式市場は活況だといった全般的な株価上昇は期待できそうにない。

これから投資家たちは、7月下旬、9月下旬と予定されている米連邦公開市場委員会（FOMC）の決定を予想しつつ、目まぐるしい行動を余儀なくされるだろう。これまでの利上げによつて消費、住宅建設などの需要減少、企業収益の落込みが明らかになってきた。

証券

弱気心理化した米株式市場の行方

ロシアのウクライナ侵攻の開始から4カ月が経過するが、依然激戦が続いており、今後の見通しを難しくしている。

2年前、コロナ禍のなか、多くの国でインフレが動きついてきたが、今年になって加速化してきた。ロシアやウクライナがエネルギー、資源、農産物などの生産、価格に影響力を持っていることが要因として挙げられる。

欧米先進国はアメリカを先頭にインフレ抑制を政策の最優先

課題とし、金融政策の発動によつてその実現を図ろうとした。アメリカは当初、金融の段階的引締めでインフレを徐々に抑制し、景気後退を避けるソフトランディング作戦を採った。しかし、5月の消費者物価が前年同月比8.6%上昇と40年振りの高さになったときから作戦を変え、1回の利上げ幅を通例の0.5%から0.75%へ拡大、今後の利上げもそれを続けることを明らかにした。

あるいはインフレの進行により、利上げ幅がもう一段拡大する、といった展開になれば、大幅な株価下落となりアメリカから世界全体へ広がるだろうという見方もある。

しかし、もし、ウクライナ戦争が停戦、終息といった展開になれば、株価上昇もあり得る。今後も、株式市場の動向が注目される。